

## 京都市立芸術大学大学院研究科委員会規程

(平成 24 年 4 月 1 日理事長決定)

(平成 27 年 3 月 31 日一部改正)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、京都市立芸術大学大学院学則（以下「学則」という。）第 7 条の規定に基づき、京都市立芸術大学大学院研究科委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(名称)

第 2 条 委員会の名称は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 美術研究科京都市立芸術大学大学院美術研究科委員会
- (2) 音楽研究科京都市立芸術大学大学院音楽研究科委員会

(構成)

第 3 条 委員会は、各研究科の授業を担当する教授、准教授及び専任講師をもって構成する。

(科長)

第 4 条 各研究科に研究科長を置く。

- 2 各研究科の研究科長（以下「科長」という。）は、委員会の構成員の互選により選出する。
- 3 科長の選出方法については、別に定める。

(招集及び議長)

第 5 条 科長は、委員会を招集しその議長となる。

- 2 科長は、構成員の 3 分の 1 以上の要求があるときは、委員会を招集しなければならない。
- 3 科長に事故あるときは、予め科長が就任時及び学年始に指名する者が議長を代行する。
- 4 議長は、必要に応じ、委員会構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(審議事項)

第 6 条 委員会は、次に掲げる事項を審議し、学長に意見を述べるものとする。

- (1) 研究科の学生の入学及び課程の修了
- (2) 学位の授与

- (3) 研究科の教育課程の編成に関する事項
- (4) 研究科の教育研究についての業績審査及び法人が自ら行う点検及び評価に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 委員会は、前項に規定するもののほか、学長及び科長（以下「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する次に掲げる事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

- (1) 中期目標について市長に述べる意見及び年度計画の策定に関する事項のうち、教育研究に関するもの
- (2) 法により市長の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、教育研究に関するもの
- (3) 教育研究に関する予算の提案に関する事項
- (4) 大学院の重要な組織の設置又は廃止に関する事項のうち、教育研究に関するもの
- (5) 学則（法人の経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に関する重要な法人の規程の制定又は改廃に関する事項
- (6) 学長から科長に付議された教員の人事に関する事項
- (7) 学生の円滑な修学を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- (8) 研究科の学生の在籍に関する事項
- (9) 科長の候補者の選出に関する事項
- (10) 研究科の学生の賞罰に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要事項

（議案の提出）

第7条 委員会構成員は、議案を提出することができる。

（定足数）

第8条 委員会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

（構成員数）

第9条 留学・出張その他の事由により、引き続き6ヶ月以上委員会に出席できない者は、構成員の数に算入されない。

（議決）

第10条 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(小委員会)

第11条 委員会は、必要に応じて小委員会を置くことができる。

(事務処理)

第12条 委員会の事務は、教務学生課において行う。

(議事録)

第13条 委員会に議事録を備え、議事経過及び議決事項等を記録する。

2 議事録は、科長が保管し、構成員の要求があるときはこれを提示しなければならない。

(審議資料等の公開)

第14条 委員会及び小委員会に係る審議資料、議決事項及び議事録については、原則として公開する。ただし、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、全部又は一部を非公開とすることができる。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、教育研究審議会の審議を経なければならない。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。